排出事業者のための有益に静岡満載ニュースレター

WASTE TODAY

発行者:株式会社リーテム





2019.3.27

今月のテーマ

「期限迫る! PCB廃棄物の処理!

本ニュースレターで一昨年にご紹介していますが、PCB廃棄物は期限を過ぎると処分が出来なくなります。しかし調査が行き届かずに、PCB廃棄物は無いとされる場所で漏洩事故が発生する例が少なくありません。今月はPCB廃棄物処理の現況を解説します。





今更ですが・・・PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは?

ダイオキシン類の1つに位置づけられる化学物質で、強い急毒性はないものの、長期間の摂取により人や動物、海洋生物の体内に蓄積し、黒色化、発疹、肝機能不全等を起こします。高圧変圧器(トランス)、高圧コンデンサ、安定器の他、様々な形状の熱媒体や可塑剤に使われています。不要となったものは、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類され、それぞれ決められた施設で処分するよう定められています。



参考 http://pcb-soukishori.env.go.jp/facility/index.html

•••

PCB廃棄物の法律上の義務と罰則

PCB廃棄物の保管、収集運搬、処分等々においては廃棄物処理法に定める基準に従う必要があり、さらにPCB特別措置法によって求められる規定もあります。

PCB特別措置法による、PCB使用機器の所有事業者の責務に違反すると、次のような罰則があります。

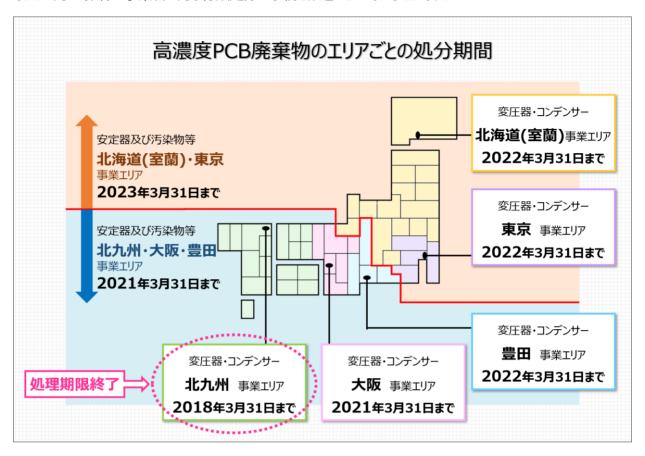
PCB特別措置法の罰則規定

違反行為	罰則
処分期間内にPCB廃棄物の適正処理をせず、環境大臣または 都道県知事による改善命令に違反した場合	3年以下の懲役もしくは1,000万円以下
PCB廃棄物を譲り渡し、または譲り受けた場合(環境省が定める場合を除く)	の罰金または併科
PCB廃棄物の保管及び処分について届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合	6ヶ月以下の懲役もしくは50万円以下の 罰金
PCB保管事業者の相続、合併または分割により事業を継承した 法人が承継の届出を行わなかったり虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金



株式会社リーテム

処分期間が過ぎた北九州エリアでは、46の事業者が所有するPCB使用機器について処分委託が未契約(2018年3月29日時点)で、この内10数件の事業者に対し行政処分の手続きが進められているそうです。



•••

まだまだ残っているPCB廃棄物



届け出がされていないPCB廃棄物や、届出はあるが処分委託を未だしていない事業者が多数存在していたり、また、一度調査をしてPCB使用機器の存在無しとした建物で、PCB使用機器が破裂し漏洩事故が発生するケースも多いです。漏洩したPCBが人体に与える危険性を避けるため、サンプル調査ではなく、全数調査をすることを環境省は薦めています。

PCB使用安定器の漏洩事故の事例

発覚時期と場所	
2000年10月	八王子市内の小学校
2013年10月	北海道内の中学校
2014年10月	福岡県内の機動隊員食堂
2015年 8月	静岡県内の高校の調理室
2016年 8月	北海道内の公民館会議室
2016年 8月	北海道内の建設管理事務所

◇ リーテムのサービスのご紹介



PCB廃棄物処理コンサルティング

https://www.retem.com/service/service list/pcb/





株式会社リーテム